

省 令

○農林省令第十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和四十七年三月二十七日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「通り」を「とおり」に改め、
同項第二号中「鴨池」を「溝辺」に改める。

附 則

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。